

1. 議事日程

[平成30年第4回安芸高田市議会12月定例会第12日目]

平成30年12月21日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第78号 安芸高田市記号式投票に関する条例を廃止する条例
日程第3 議案第79号 安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第80号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第5 議案第81号 安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第92号 工事請負契約の変更について（（仮称）甲田児童クラブ・甲立地域交流センター新築工事）
日程第7 発議第5号 安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例
日程第8 田んぼアート事業調査特別委員会の設置について
日程第9 閉会中の継続審査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

7番 石飛慶久 8番 児玉史則

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市	長	浜田一義	副市	長	竹本峰昭
教	育	永井初男	総	務	杉安明彦
企	画	西岡保典	市	民	広瀬信之
福	祉	大田雄司	産	業	猪掛公詩
産	業	青山勝	建	設	蔵城大介
教	育	土井実貴男	消	防	山平修
会	計	兼村恵	八	千	佐々木早百合
美	土	寄実正次郎	高	宮	児玉晃
甲	田	宮本智雄	向	原	新谷憲三
総	務	高藤誠	財	政	河本圭司
政	策	行森俊荘			

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事	務	岩崎猛	事	務	森岡雅昭
総	務	國岡浩祐	専	門	小島佳宏



午前10時00分 開議

- 先川議長 おはようございます。
定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。
岩崎事務局長。
- 岩崎事務局長 おはようございます。
諸般の報告をいたします。
第1点、監査委員より、平成30年度安芸高田市財政援助団体等監査の報告がありました。
第2点、監査委員より、平成30年11月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。
- 先川議長 以上をもって諸般の報告を終わります。
次に本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について報告を求めます。
議会運営委員長 児玉史則君。
- 児玉議会運営委員長 おはようございます。
議会運営委員会報告をいたします。
本日の会議の運営につきまして、去る12月20日に議会運営委員会を開き、次のとおり、本日の日程に追加しましたので、報告いたします。
追加案件となる、議案第92号、及び発議第5号の取り扱いについて協議を行い、提案理由説明の後、質疑、討論、採決を行うことといたしました。
また、田んぼアート事業調査特別委員会の設置についての取り扱いについて協議を行い、議長より提案後、採決を行うことといたしました。
以上、報告を終わります。
- 先川議長 以上で報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において7番石飛慶久君、及び8番 児玉史則君を指名いたします。



日程第2 議案第78号 安芸高田市記号式投票に関する条例を廃止する条例
日程第3 議案第79号 安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙におけ

る選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第80号 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○先川議長 日程第2、議案第78号「安芸高田市記号式投票に関する条例を廃止する条例」の件から、日程第4、議案第80号「学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。

本案3件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 宍戸邦夫君。

○宍戸総務企画常任委員長 それでは、総務企画常任委員会委員長報告を行います。

平成30年12月10日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった3議案につきまして、12月17日に総務企画常任委員会を開き、市長、副市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第78号「安芸高田市記号式投票に関する条例を廃止する条例」は、本市では市長選挙について記号式投票としているが、期日前投票制度が定着し、当日投票の減少により、記号式投票の採用効果が薄れてきているため、記号式投票を廃止するものであります。

審査の過程において、委員より、「少子高齢化が進んでいるので、高齢者には字を書くことが難しいと感じる。無効投票がふえる可能性もあるため、今のままの記号式投票がよいと思うが。」との質疑があり、執行部より、「選挙人の方は誰に入れたいかよく考えて投票をされるので、自書式投票に係る無効投票が大きくふえるとは考えていない。」との答弁がありました。

また、委員より、「自書式投票で字が書けないなどの事例があるのか。」との質疑があり、執行部より、「字を書くことが困難な方が来られた場合は、代理投票制度があり、期日前投票や当日投票でも行っている。」との答弁がありました。

次に、議案第79号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」は、公職選挙法の一部を改正する法律が平成31年3月1日から施行されることに伴い、都道府県及び市の議会議員選挙で選挙運動用のビラの頒布が解禁となるため、条例の定めるところによりビラの作成について無料とすることができるものとされたことから、本条例の一部を改正し、市議会議員選挙についてもビラの作成を無料とするものであります。

審査の過程において、委員より、「費用については全額、国費負担になるのか、市で一部負担しなければいけないのか。」との質疑があり、執行部より、「今回の改正は市議会議員選挙及び市長選挙の場合におい

て、公費負担をすることができるかとされているものであるため、市が行う選挙については全て市の負担となる。」との答弁がありました。

次に、議案第80号「学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、学校教育法の一部を改正する法律が平成31年4月1日から施行されることに伴い、関係条例を改正するものがあります。

以上の3議案につき、慎重に審査し、採決した結果、全て原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長 これをもって、委員長報告を終わります。
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第78号「安芸高田市記号式投票に関する条例を廃止する条例」の件から、議案第80号「学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の件までの3件を一括して起立により採決いたします。

本案3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案3件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第81号 安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第5、議案第81号「安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本案は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 熊高昌三君。

○熊高産業建設常任委員長 平成30年12月10日付で、本委員会に付託されました議案の審査経過を次のとおり報告をいたします。

付託のあった議案について、12月20日に産業建設常任委員会を開き、市長、副市長、及び、関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第81号「安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、現在、本市が企業誘致の一環として実施して

いるサテライトオフィス等誘致事業において進出する民間事業者より、向原駅舎の2階、3階の空きスペースをサテライトオフィスの事務所として開設する意向を受け、これまでの設置目的等を変更することについて条例の一部を改正するものであります。

審査の過程において、委員より、「駅舎の2階、3階について、向原町内の多目的集会所として利用されているが、サテライトオフィスが入るに当たり、地元への説明は十分されているのか。」との質疑があり、執行部より、「地元振興会と商工関係施設の関係者への説明会で合意を得ている。2階部分はこれまでほとんど利用されておらず、3階部分については、これまで多目的集会所として利用されており、利用者には生涯学習センター「みらい」と近隣の集会所へ移転してもらうことで合意を得ている。」との答弁がありました。

以上の議案について、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきであるものと決しました。

以上で報告を終わります。

○先川議長 これをもって、委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第81号「安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第92号 工事請負契約の変更について（（仮称）甲田児童クラブ・甲立地域交流センター新築工事）

○先川議長 日程第6、議案第92号「工事請負契約の変更について（（仮称）甲田児童クラブ・甲立地域交流センター新築工事）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。
議員の皆様方には、御多用のところ御参集をいただき、ありがとうございます。

さて、本日、追加議案として1議案提出をさせていただきます。どう

かよろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

議案第92号「工事請負契約の変更について」の提案理由の御説明をいたします。

本案は、平成30年議案第56号により議決を得た（仮称）甲田児童クラブ・甲立地域交流センター新築工事の契約の金額、1億8,522万円を1億8,615万7,440円に改めることについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく審議の上、適切なる議決をいただきますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 大田雄司君。

○大田福祉保健部長兼福祉事務所長 それでは、議案第92号「工事請負契約の変更について」議案書に合わせてお配りしております説明資料に基づき、要点の説明を申し上げます。説明資料の裏面をごらんください。

本案は、現在建設中の（仮称）甲田児童クラブ・甲立地域交流センター新築工事に係ります契約金額の変更を行うものでございます。

変更に係るものは、6. 契約金額、当初契約金額1億8,522万円を93万7,440円増額し、変更契約金額1億8,615万7,440円とするものでございます。

変更の主な理由につきましては、7. 工事概要区分、外構工事について、当初近隣住宅との境界付近のフェンスは、見通しの効くメッシュのフェンスとしておりましたが、駐車場から住宅内が見通せる恐れがございますので、当該住民との協議によりまして、目隠しフェンスに変更したこと。また既存メッシュフェンスの一部撤去、擁壁等の取り壊しによるものでございます。

次に、共通仮設費につきまして、近隣住民との協議によりまして、工事の期間中、騒音抑制のための防音シートを使用する面積を増加したものでございます。

そのほか、工事内容、軽微な見直しによる工事費の増減により、最終的に93万7,440円の増額となったものでございます。

なお、説明資料4の工期につきましても、当初平成30年6月27日から平成31年1月31日までを予定しておりましたが、工事内容の変更のため、平成31年2月28日までに改めております。

それでは、議案書をごらんくださいませ。

工事請負契約の変更について、3. 契約の金額、1億8,522万円を1億8,615万7,440円に改めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。よろしくようお願いいたします。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第92号「工事請負契約の変更について（（仮称）甲田児童クラブ・甲立地域交流センター新築工事）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 発議第5号 安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例

○先川議長 日程第7、発議第5号「安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

14番 塚本近君。

○塚本議員 発議第5号「安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例」について、提案理由の説明をいたします。

このたびの平成30年7月西日本豪雨は、本市に昭和47年豪雨災害以来の甚大な被害をもたらしました。

11月末時点での人的被害は、死者2名。いまだ行方不明者1名。住宅の被害は、全壊1棟、半壊2棟、床上・床下浸水107棟、道路・河川・橋梁の被害305カ所のほか、農業用施設・農産物などにおいて、甚大な被害が発生し、河川の氾濫等により大きな被害となっております。

被害額は、県と市を合わせて約53億5,000万円、市の関係部分だけでも約20億2,000万円となっており、市はこの災害に財政調整基金を取り崩して、災害復旧に当たっているのが現状であります。

本市の厳しい財政状況を鑑みて、その一助となることを望み、平成31年1月1日から平成31年12月31日までの間、議長・副議長及び議員の報酬月額から3%を減じ、災害復旧・復興に充てる財源とするための条例を提案いたします。

なお、この条例につきましては、平成31年1月1日から施行し、同年12月31日をもって終了するものでございます。

何とぞ議員各位の御理解を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。



- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論あり)
- 先川議長 討論があるようですから、まず、反対討論の発言を許します。  
12番 宍戸邦夫君。
- 宍戸議員 私はこのたびの発議について、反対する立場で討論に参加をさせていただきます。

この議員報酬というのは、地方自治法で議員報酬と議員定数、これについては条例化するということが義務づけられております。合わせて政務活動費についても同様であります。特にこの2つの件については、議会の根幹にかかわる重要な条例であります。まず、そこをしっかりと押さえておきたいと思っております。

そして、この発議について、私は安芸高田市の現状を見ると、合併特例加算も減少、または廃止になる。それから先ほど提案がありましたように、財政調整基金についても、このたびの災害において相当な減少になるだろう。合わせて安芸高田市の人口においても、減少の一途をたどっておる中で、近い将来においては地方交付税の減少対象にもなるかもしれない。こういう状況にあって、安芸高田市の財政は本当に厳しいものがあるというふうにも思います。

そういった面において、このたびの発議については、一定の理解がされると私は思っています。

ただ、今回の発議について、これは条例制定ということでありまして。条例というのは、いわば安芸高田市にとっての憲法に匹敵するくらいの重さがある。一議員、一市民の権利をもある程度制限をされる重たい条例であります。

そういった条例が今回少なくとも全員協議会でいろいろそれぞれ議員の皆さんの状況を勘案しながら、しっかりとした議論をしながら、私は全員の議員18名全員の議員の合意に基づいて、同意に基づいて発議されるべきであったのではないかと、こういうふうに思います。

そういうことで、私は今回の条例については、しっかりとした議論が全くされていない中で、ある日突如として発議されるというのはいかかなものかな。全員合意のもとで発議されることが望ましい姿ではなかったかと思っております。

例えば、3%減と、期間も1年間というふうな案になっておりますが、こういうことも全くなぜ3%なのか、またなぜ1年なのかということも私はしっかりと議論すべきだろうと思うんです。なぜ5%ではいけないのか。なぜ任期中の期間ではないのかとか。あらゆるいろんなことを想定しながら、私は発議してほしかったというふうに思います。そういうことが

全くされていないというのが、第1点私は疑問に感じております。

そういうことから考えまして、この3月で3月議会に制定し、4月1日から施行している開かれた議会ということで、安芸高田市議会基本条例が制定をされています。その精神からいっても、私はこの間の全く議論のない発議については、私は精神に反するのではないかというふうな思いもしております。当然、本会議ですから、ここでしっかり議論をして、皆さんの意見を総合して、決するという事もできますけれども、あらゆる枝葉を考えながら、いろいろ議論した上での発議が望ましいということをお繰り返しておきます。

それから、民主主義が基本となる議会のあり方にも私は疑問を感じます。そういうことから、この大きく2点を申し上げて、私は今回の発議については大変残念なことではありますが、災害を受けられた市民の皆さんの感情も考えてみても、私は大変残念だと思いますけれども、今回の発議案については賛成できない、いう立場であります。

確かに私は、これまで地方財政の充実強化に向けて国に対する意見書を提出するに当たって、発議をしたこともあります。そのときも全く議論なくして提出したわけではありますが、そのときと今回の条例が伴う発議というのは、私は質が全く違うと、こういうふうに思います。

そういうことで、大変残念なことだというふうにも思っております。そういうことで、私は今後新たに白紙に戻して、もう一度しっかりとした議論のもとでこの重要な、本当に市民に寄り添った条例を制定すべきだろうというふうに思います。

これから、恐らく採決があらうと思いますが、私は一般市民と言いますか、本当のこの議会のあり方ということを真摯に考えながら、対応をしたいと思っております。

ということで、私は今回の発議については、反対したいという討論にかえます。

以上です。

○先川議長 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

3番 玉重輝吉君。

○玉重議員 私はこの発議第5号に賛成いたします。

提案にもありましたように、また今反対での宍戸議員からもありましたように、今人口減少で交付税減額、合併特例加算も減額と、そうした中、大変大きな災害により財政調整基金も取り崩して対応していただき、執行部の皆様には感謝するところでございます。

一方では、財政、当市厳しい状況です。わずかではありますが、やはり財政の一助となることを願って賛成します。

また、今先ほど本当に残念なんです、こういう話は一切ないと言われてましたが、全員協議会で同僚議員、私含めて3名提案しております。議長も確かに、諮られております。そのときに、議題にもしてもらえませんでした。

そういうのを忘れて、全くなくて、勝手に発議をした。全く考えられんです。1期目、2期目の3人必ず、この件、パーセントもいろいろそのときも言っております。そのときに時間をかけて話すことだと言っていたら、こんなことはありません。

そこをしっかりと申し添えて、私の賛成討論といたします。

終わります。

○先川議長 次に反対討論の発言を許します。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 今回の発議の件に対しまして、反対の立場から討論を述べさせていただきます。

今回、発議をされました同僚議員からの内容の趣旨につきましては、今まででもありましたように、大変理解をするところでございます。これまでも、東日本の大震災、まして庄原の災害、まして近隣におきます広島市の災害、九州におきます福岡の災害、熊本の災害、いろいろな形で起きた際には、議会としてはそれなりの協力は義援金として他県にも送付をさせていただいております。

そういう観点の意味合いの中から、今回地元でこうした激甚災害の指定も受けた甚大なる災害がしっかりと認める形ではございます。

しかし、今回この時期にとということも、私たち議会も反省をしなくてはならないという形でおります。災害が起きた時点でのこういう対応、素早い対応ができていなければならないのであれば、このようなことはどうなんかな。ましてや、今本当に苦しんでおられる亡くなられた方々、まだまだだけがされてる方々もおられます。

そうしたことを考えるときに、やはりこれから議会が一つになってそうしたところも含めて、今この条例で目先のことを考えるのではなく、しかしこれからまだまだ災害は起きる可能性は大でございます。

そうしたことを踏まえると、同僚議員からありましたように、今後そうした議会改革の今会議も進めております。そういう中でも、こういう問題も提議をしながら、今ここでいう話ではなく、今後そうした先を見据えた形で、判断をなすべきではないかと考えます。

また、今回広島県の豪雨災害、義援金の取り扱いにつきましても、資料を見させていただきましたら、安芸高田市も多くの方々から義援金が第1次配分、第2次配分入ってきております。そうしたことも含めまして、議会のとる立場もしっかりと受けとめられていただけるんじゃないかと思えます。

そうした中でありました今回の条例の発議に対しましては、時間的にはもっと議論を重ねてやるべきではないかということも討論いたしまして、私の反対の意見を述べさせていただきます。

○先川議長 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

1番 新田和明君。

○新田議員 先ほどの発議第5号について、賛成の立場から討論いたします。

7月西日本豪雨災害にて、各地域を視察させていただきました。近年見たことのない甚大なる災害でありました。財政調整基金を7億円以上取り崩し、復興等に充てている現状、市民の代表である議員の立場として少しでも一助になればという思いで賛成討論とさせていただきます。  
以上です。

○先川議長 次に反対討論の発言を許します。

9番 大下正幸君。

○大下議員 11月12日の全員協議会では、人事院勧告特別職報酬のベースアップについては決定をいたしました中で、先日、今回の発議者の意見を聞きました。その中で災害に対する対応は、国・県・市の責務であります。また、議員全員の意見を聞く中で、向原町、甲田町の災害を受けられて、災害への見舞いなどをしたほうがいいんじゃないかという意見もありました。

そのことについて、災害に対するということは、特定財源への寄附に当たると思い、私は発議第5号に対しては反対であります。

○先川議長 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

2番 芦田宏治君。

○芦田議員 市は7月の豪雨災害で財政調整基金を取り崩して災害復旧に当たっておられます。厳しい財政状況の中で、災害復旧の一助になればとの思いで賛成討論とします。

○先川議長 次に反対討論の発言を許します。

16番 青原敏治君。

○青原議員 私は、反対の立場で討論をさせていただきます。

予算決算常任委員会の中で、田んぼアートの事業の予算が出ておりました。そのときに、お金があるんだろうというふうな思いで、条件はつとりますけれども、可決をいたしました。なら、市民の安心・安全を守るべく、自治体の立場として、何をおいてでも、災害復旧に充てるのが私は筋じゃなかろうかというふうに思いますので、今回の発議第5号については反対をさせていただきます。

以上です。

○先川議長 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

5番 山根温子さん。

○山根議員 賛成討論いたします。

災害による財政への本当の影響は大きいものがあります。これによって、安芸高田市の行財政が本当に影響を受けている。私はそういう意味で、持続可能な行財政運営に向けての議会からの視点という意味で、この発議に賛成をするものでございます。

○先川議長 次に本案に対する反対討論の発言を許します。

10番 山本優君。

○山本議員 私はこの発議に対して、反対の立場で討論させていただきます。

まず、皆さんが心配されとる災害復旧については同感でございますが、

この発議に対しては、第一にこの発議の内容が我々議員の報酬についての件であります。その重要な案件でありながら、一度意見を述べただけで、一度も議会として議論、討論がされておられません。こういうことは議論する議会として、まずいのではないかと私は思っております。議会としての機能が全く発揮されていないという考えを持っております。

そういう中で、この発議は拙速であり、十分協議した後に出されるべきだと考えております。

また、人事院勧告により、期末手当の0.05%アップについての条例改正案は可決されたところであります。そういう中で報酬カットという提案は、議会の皆さん、市民にとっては理解できないところであろうかと考えます。

また、特別委員会で定数について協議しているところでございます。定数は報酬とも関連があり、この委員会でも協議はされておられません。来年の11月までに結論を出すところでございますが、まだ結論が出ていない中で報酬についての議論は、時期尚早ではないかと考えております。

この発議が、このような状態の中で出されたということは、今後の議会運営に大きく影響することが考えられることを思って、私の反対討論とさせていただきます。

○先川議長 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

7番 石飛慶久君。

○石飛議員 私は発議第5号を賛成の立場で一言言わせていただきます。

議員報酬ということで、今まで皆さんも報酬に関しては、議員一人一人、議会人として思いをお持ちだったと思います。2期、3期前においても、議会改革の中で報酬、また執行部の報酬審議会にかけていただいたけれども、結局議会に差し戻しという経緯も長年あります。

これは、なかなか議員報酬に対して、議会内部で全員一致の結論というものは、非常に難しいと思います。現在、議会改革で議論されますが、これも内部だけでは多分難しいと私は思っている次第です。

このたびの発議、思いは災害に対して議員がどれだけ実際の金銭を使っていたかという議論の中、例えば広島県へ議員が1万円義援金として送ることができたとしたら、この分は災害案分という形になりますから、1万円が18人おって18万円を県へ送ったとしたら、27円、約返ってきます。1万分の1.5%しか県から戻ってこない形になります。総額トータルと本市に来た金額を割っていただければ、その比率が出てくると思います。

そういう形を見て思えば、本市のために、本市の議会人が何ができるかと言えば、議員報酬をカットして財源の一助になればということです。そして、その財源の使い方の特定財源になるかと言えばならないということは、これは法的に認めていただいているし、皆さんにお伝えしてるはずなんです。なので、その発議のまず寄附行為には当たらない。あとは議

員がカットした3%したお金が何に使われるかという、自分たちが災害のためにカットをしたんだという気持ちだけが残ると思います。その気持ちを汲んで、この発議第5号、1年限りの時限のカットに賛成をいたします。

○先川議長 次に反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

○先川議長 反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

8番 児玉史則君。

○児玉議員 発議第5号に賛成の立場で討論いたします。

今報酬の話も出ましたけれども、私は純粋に今回の災害を見たときに、2人の方が亡くなって1人の方が行方不明。それから、あと壊れた家の修理とか田んぼに入った石をとられる。補助金なんかはどうあるんだろうかと、いろいろ御苦労されとる中で、やはりお金の心配が一番されておると。そういう方を何度もお話を伺いましたので、災害以降何とかお見舞いができんかなという思いを持っておりました。

私は純粋に、今回災害に遭われた方に、私個人として何ができるんかと考えたときに、寄附ができない状態では議員報酬をカットしてでも、そういうお金に使っていただければという思いで、この発議に賛成をいたします。

○先川議長 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 私も賛成者として名を連ねておる立場で発言をさせていただきます。

討論がこれほどあるのは初めてじゃないかなと思って、そういった意味でもいろんな考え方があり、議員であるというのは逆にいいことだなと思って聞かせていただいていますし、反対討論の皆さんの意見を聞いても、なるほどなという部分も随分あるんですね。あるいは手法の問題、そういったことも含めて、いろいろ討論をされておりますが、私が賛成をしたという立場は、やはり災害ということが一つの大きなポイントになります。議会としてそういった災害に遭われた皆さんに寄り添う形をどうしたら表現できるだろうかということが、まずありましたんで、そういった視点で私も賛成をすべきだろうなという思いでしております。

その上で今後財政の厳しい状況の中で、いかに議会が活発な議論をしながら、本当に財政をしっかりと見詰めながら、有効な手段で市民の負託に応えるか、そのことにつながらないとこの提案も意味がなくなってくるので、そういった意味も込めて、私は賛成をさせていただきます。

以上です。

○先川議長 ほかに討論はありませんか。

(賛成討論なし)

○先川議長 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第5号「安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する

条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時50分 休憩

午前10時51分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8 田んぼアート事業調査特別委員会の設置について

○先川議長 日程第8、「田んぼアート事業調査特別委員会の設置について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。田んぼアート事業について調査を行うため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、議長を除く17人の委員で構成する田んぼアート事業調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで、閉会中も継続して調査研究を行うことにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって田んぼアート事業について、調査を行うため、議長を除く17人の委員で構成する「田んぼアート事業調査特別委員会」を設置することと決定いたしました。

○先川議長 暫時休憩いたします。

ここで11時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時52分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ここで、先ほど設置されました「田んぼアート事業調査特別委員会」の正・副委員長の互選の結果が通知されていますので、御報告いたします。

田んぼアート事業調査特別委員会の委員長に、熊高昌三君。同副委員長に、前重昌敬君。

以上であります。

~~~~~○~~~~~

日程第9 閉会中の継続審査の件について

○先川議長 日程第9「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、お手元にお配りした申出書の

とおり、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先 川 議 長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成30年第4回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員